

総務教育常任委員会資料

(令和3年3月2日)

【件名】

- ・令和2年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について（教育総務課）…………… 2
- ・鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について（図書館）…………… 11

教育委員会

令和2年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和3年3月2日
総合教育推進課
教育総務課

令和2年度第2回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時・場所

- (1) 日時 令和3年2月4日(木) 午後1時から2時30分まで
(2) 場所 鳥取県庁 特別会議室等 オンライン会議により実施

2 出席者 知事、教育委員会(教育長、教育委員)、有識者委員 <有識者委員>

氏名	所属	氏名	所属
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表	福壽 みどり	前 鳥取県 PTA 協議会会長
大羽 沢子	鳥取大学医学部附属病院ワークライフバランス支援センター 特任助教	松本 篤己	学校法人湯梨浜学園 湯梨浜学園中学校・高等学校 参事
坂本 哲	株式会社アクシス 代表取締役	山下 誉議	英会話イーオン鳥取校 講師

3 概要

(1) 意見交換

以下ア～イのテーマについて、総合教育推進課、教育委員会の説明後に意見交換を行った。

ア 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について [資料1](#)

イ GIGAスクール構想の実現と学びの改革に向けて [資料2](#)

<ア・イに対する有識者委員の主な意見>

○学力向上策の推進について

- 鳥取県独自の学力・学習状況調査について、全国学力・学習状況調査よりも早いスパンで、より詳細な学力分析ができるかと聞いており、現場の先生方にとっても非常に良いことだと思う。一方で、点数だけの話にならないように気を付けてほしい。本来の目的について、管理職の先生方を通じて現場に浸透させていただきたい。

○英語教育の推進について

- 今年度の大学入学共通テストは、生徒にとって普段やっている量からすると非常にボリュームのある問題だった。文法的な話も分かっていないと読めないし、特に高校の現場では、論理立てて教えることや、それを活用して英文を読む、聴くということを徹底して練習していただきたい。

○ICT教育の推進について

- ICTを活用した授業の好事例については、生徒にも共有していただきたい。生徒たちの方が習熟スピードが早い場合、生徒自らが授業での活用方法を知っておくことで、先生の負担も軽くなる。
- タブレットを持つことはあくまでも手段を手に入れること。タブレットやソフトウェアを使いこなす事がICT教育の目的になってしまわないよう、それを使って何をしていくのかを意識していくことが大切である。
- 画面からの情報に夢中になるあまり、子ども達のちょっとした表情の変化や言動、首をかしげるといった仕草のキャッチが疎かにならないようにすることが大切である。機器の扱いを習熟できていない時期には、ティーム・ティーチングの体制をとることも必要である。
- 実際にアプリケーションを使う段階になってからが疑問とか使い方が分からないという教員が増えてくると思う。実際の活用現場になってからのサポート体制が重要になってくる。
- 教員のレベルによって子ども達が左右されてしまうことにならないよう、単純に教員研修をやるということだけではなく、民間を活用して教員向けのインターンシップとして企業の中に入り、実際の活用方法のレクチャーを受けるとか、体験をするという機会があっても良い。
- ICT機器を活用することでの子ども達、特に低年齢児童の身体への影響が心配である。今後、しっかりと検証してほしい。
- 家庭において通信環境の整備が必要だが、難しい家庭がある。全ての子ども達に等しく環境整備の支援が行き届くようにしてほしい。

○県内企業情報の確実な提供について

- 「とりふる」について、アプリの会員登録をする際、電話番号の入力が求められるため、学生にとっては抵抗があり、非常に使いづらく、また、情報の周知がまだ足りていないと感じている。

○子ども達の人権・いじめ問題等について

- 子ども達が「自分は大切にされている存在なのだ」と感じられることが大切。教育現場においては、一人の人として子ども達一人一人が承認される経験が重要である。

- ・無意識の思い込みや偏見をアンコンシャスバイアスというが、家族はこうでないと、学校の先生はこうでないと、親はこうでないといけない、という重圧がすごく、その重圧が虐待や子育て放棄などにもつながり皆を苦しめていることについて理解を深めることが大切である。
- ・学校で新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の差別が起こるとすれば、それは親や大人がしていることを見て子ども達がすることである。コロナは、子ども達が主体的に、自分の生活を振り返りながら暮らしを支えてくれている人達のことを想像し、自分の考えを導き出してほしい。

○ヤングケアラーについて

- ・子ども達は、病気の家族の面倒を見るのは当たり前だと思っていたり、仕方がないことだと諦めている部分がある。「助けてほしい」と言って良いことだと教えてあげてほしい。
- ・子ども達のSOSをどれだけ早く気付き支援できるか、問題の表出を待つのではなく、出向く姿勢で、学校などの教育機関がプラットフォームになって、関係機関と連携して支援に繋げてほしい。

○運動部活動の充実について

- ・休日に他校と合同練習を実施したり、休日の部活動を地域に移行していく動きは子ども達にとって新しい刺激になるだけでなく、教師にとっても休日の確保に繋がる良い機会である。一方でチームのレベルを低下させてしまう可能性もあるため、合同練習などでの週末の部活動の充実や、平日の練習の質の向上も意識していかねばいけない。

<ア・イに対する教育委員の主な意見>

○学力向上策の推進について

- ・鳥取県独自の学力・学習状況調査はその特徴を捉えながら工夫して実施することが必要。「鳥取県学力向上推進プラン」は、学力向上推進プロジェクトチームでかなり議論して策定したものである。今後、学力向上に向けて花開いていってほしい。

○英語教育の推進について

- ・日常の生活の中で適用できるような能力が求められている。単語を読めるだけではなく、物語を類推する力も必要となってくる。子ども達に興味を持たせるため色々な工夫を行い、日常生活の中で本当に使用するコミュニケーションのツールとして英語を位置づけ身近なものにしていく必要がある。

○ICT教育の推進について

- ・教員の指導支援体制は欠かせない。校内の推進リーダーには授業の持ち時間軽減等の措置をお願いし、校内全体の推進状況や困り感のある教員へのサポートができるようにする必要がある。スキルの高い教員は、例えば中学校区の学校への指導助言もできるような仕組みを作っていくことも大切だと考える。
- ・実践例をたくさん集めたデータベースや、不具合についても情報共有を行い、ICTの先進的な情報を蓄積できたらと考える。
- ・教員の育成として民間へのインターンシップは非常に有効だと考える。課題の整理や解決、そこに至るアプローチを経験するということは非常に大切である。
- ・ICT機器が子ども達の身体に一番影響を及ぼすのは乳幼児期だと考えるため、幼児教育部門がしっかりと対応する必要がある。文部科学省の調査によると、ICT機器が原因だと判断するのは難しいが小・中・高の視力が低下しているため、文部科学省では、来年度調査（抽出）が行われるようだ。

○子ども達の人権・いじめ問題について

- ・アンコンシャスバイアス研修の必要性はある。コロナのいじめ問題も親が子どもに見本を見せており、その見本にアンコンシャスバイアスがかかっている。この問題は子どもの権利保障にも繋がる。子どものこれからのキャリアの積み方、自信、コミュニケーション、広がりにも十分に大切なことである。

○ヤングケアラーについて

- ・ヤングケアラーは最近、社会問題化してきている。学校の教員が日頃、児童生徒と向き合う中で、感じる違和感をいち早く発見し、児童相談所等必要な機関と繋がっていくことが大切である。

○運動部活動の充実について

- ・運動部活動については、各種競技団体、市町村の総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との連携も益々重要になってくる。

(2) 知事総括

- ・GIGAスクール構想について、教育委員会で行うプロジェクトを支えていきたい。
- ・ヤングケアラーについて、学校現場が一つの気付きの場になっていただきたい。学校現場だけではなく、子ども達に直接アプローチし即支援に結びつけることができるような事業づくりを検討している。
- ・「とりふる」については、今後、システム改修を行う予定があるため、使いやすくしていきたい。

4 今後の予定

大綱については、今回の総合教育会議等での意見を基に、必要な修正を行い、3月末までに改定を行う。

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について（案）

令和3年2月4日
総合教育推進課

主な改正ポイント

➤ 第一編

- 「1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進」に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、子どもたちの『学びを止めない』体制整備」及び「『GIGAスクール構想』の実現に向けた新しい『とっとりの学び』の構築」を記載。
- 「3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実」に「新型コロナウイルス感染症対策も含めた学校施設等の安全安心な環境整備」を記載。

➤ 第二編

○県立高等学校の在り方検討〔第二編 1-①〕

- ・国際バカロレア教育導入に向けた環境整備の推進

県立高等学校の在り方検討

各校が取り組むべき重点事項を定め、学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施や、国際バカロレア教育の導入など、教育委員会・各校・地域が連携して全国からも注目されるような県立高等学校の魅力化や特色づくりに取り組み、生徒・保護者が「行きたい、行かせたい」、また地域からも支援される学校づくりを進めます。

併せて、県立高校の県内外への情報発信の充実、大都市圏での県外生徒の募集活動、受入環境の整備など、県外から生徒を受け入れるための取組を推進します。

また、これまで「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成31年度～令和7年度）」（平成28年策定）に従って生徒数の減少に対応してきましたが、今後も続く児童生徒数の減少等を見据え、教育審議会に諮問した令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、新たな学科の設置などを含め、子どもの未来を拓く特色ある学校づくりに向けた抜本的な検討を進めます。

○学力向上策の推進〔第二編 1-④〕

- ・鳥取県独自の学力・学習状況調査の横展開を図り、学習指導の充実や授業改善を推進

学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査から明らかになった学力課題の解決に向けて策定された、「鳥取県学力向上推進プラン」を踏まえ、戦略的、短期・中長期的な視点から、学校への訪問指導や授業改善の推進に向けた重点項目の徹底などの学力向上施策を実施します。

また、圏域ごとの学力課題解決に向けて、市町村教育委員会と連携して、知識や技能等を実生活の様々な場面で活用する力の向上に向けた授業改善や小学校算数単元到達度評価問題の実施、教員対象の研修会の実施などに取り組み、その成果を全県に普及します。

さらに、家庭学習の質の向上に向けた好事例をまとめた実践事例集を作成して学校に周知するとともに、好事例を実際の指導に役立てるために教員を対象とする研修会を実施するなど、「家庭学習の質の向上」に取り組みます。

加えて、特に本県の課題である算数・数学の学力向上に向け、全国学力・学習状況調査の分析に基づいた授業改善や学校へのアドバイザー派遣など、教員の授業力向上に取り組むとともに、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況を把握し、教育施策の検証や授業改善の推進に生かすために、令和2年度からモデル的に実施している鳥取県独自の学力・学習状況調査の横展開を図ります。

○ICT活用教育の推進〔第二編 1-⑤〕

- ・児童生徒一人一台の端末導入後のICTを活用した新しい「とっとりの学び」の構築
- ・一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びの提供
- ・教員のICT活用指導力の向上及び県下共通の学習ツール活用による一貫した取組
- ・子どもたちの情報活用能力や論理的思考力の育成
- ・県立高等学校のBYAD（機種指定・自己所有）による「主体的・対話的で深い学び」の促進
- ・「鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）」に基づく計画的かつ総合的な取組の推進

ICT活用教育の推進

Society5.0 時代を担う子どもたちのために、国の「GIGAスクール構想」により、今後、県内全小中学校に、児童生徒一人一台端末と高速大容量ネットワークが整備されることを受け、民間企業等と連携しながら、従来の学習方法にICT活用を加えた新しい「とっとりの学び」を構築するとともに、全県で集中的・総合的に「学び方改革」を推進します。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、情報活用能力を育成するとともに、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びや、交流学習や他地域との遠隔授業などの協働的な学びを推進していくため、教員研修や学校教育支援サイト等による教員のICT活用指導力の向上や小学校から高校まで県下共通の学習ツール活用による一貫した取組を進めます。

さらに、小学校では、情報活用能力や論理的思考力等を育むためのプログラミング教育の視点を取り入れた授業や取組を推進し、高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用（BYAD）により「主体的・対話的で深い学び」を促進します。

今後、令和2年度に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）」に基づき、具体的な施策を計画的かつ総合的に取り組めます。

〇いじめ・不登校対策〔第二編 3-①〕・〔第二編 3-②〕・〔第二編 3-③〕

- ・新型コロナウイルス感染症を含む現代的・社会的課題に対応した人権教育の推進
- ・いじめに関する教員研修等による校内体制の強化
- ・不登校理解と児童生徒の支援のためのガイドブックの活用による体制整備
- ・ヤングケアラーの早期発見・早期支援に繋げるための支援
- ・フリースクールに通う児童生徒への通所、交通費、実習費への支援

いじめ防止等への取組の充実

SNS等を活用したいじめの通報・相談システムの活用など、いじめの早期発見・未然防止の取組を進めるとともに、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ・不登校対策に係る機関・団体の連携を図ります。

また、学校・家庭・地域が丸となって取り組むための人権教育プログラムの普及など、新型コロナウイルス感染症を含む現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育にも取り組めます。

そして、市町村教育委員会や各学校において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるようにするため、令和元年度に策定した「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の向上を図ります。

加えて、いじめに関する校内研修が充実するよう、生徒指導担当等を対象にした悉皆の研修や、いじめに係る初動対応についての研修用の動画資料の学校教育支援サイトへの掲載を行います。

さらに、高等学校不登校生徒、中学校卒業後及び高等学校中途退学者で進学や就労していない者の学校復帰や就労等を促進するため、教育支援センターにおいて、市町村や医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）型も含めた支援を行うとともに、中学校卒業時や高等学校等中途退学時に進路が決まっていない者については、保護者の同意の下、市町村と情報共有化を図り、学校教育からの切れ目のない支援が行き届く体制を構築します。

児童虐待については、令和元年度に策定した「虐待対応マニュアル」を活用し、学校における対応力の強化を図ります。

安心して学べる学校体制の構築

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、学校や関係機関等が有するノウハウの共有等により、教職員の対応力の向上に取り組めます。

また、貧困等複雑な背景のある子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進めるとともに、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組むとともに、令和2年8月に作成した「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修等を行うことで、各学校において、不登校の未然防止や児童生徒理解に基づいた支援が行われるよう取り組むなど不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化を図ります。併せて、教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」や安心して過ごせる居場所の確保、子どもの自己肯定感の醸成に係る取組などを進めるとともに、保護者向け等の相談窓口を設置するなどの支援を行います。

さらに、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の構築などを進め、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについては、早期発見・早期支援に繋げるため、教員等を対象とした講習会の開催や、相談窓口の設置及び周知等に取り組めます。

多様な学びの機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等に対して、地域未来塾など学習環境を整備する市町村を支援します。

また、不登校児童生徒に対する学びの機会の確保に向けて、ICTを活用した自宅学習支援のさらなる取組の充実を図ります。

併せて、「フリースクール」への運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等の支援、夜間中学等の設置に向けた検討など、不登校等の児童生徒に対する多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

○電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進〔第二編 3-⑤〕

- ・ SNSに起因する犯罪防止など青少年健全育成条例の改正を踏まえた情報モラル教育の充実

電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進

児童生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習への講師派遣を行うとともに、乳幼児期からの電子メディア機器との適切な接し方について教育啓発を行います。

また、学校や家庭でのICT環境が急速に進展する中、児童生徒参加型の話し合いやフォーラムをPTAと連携して実施するとともに、子ども・保護者・学校で子どもの自撮りを初めとするSNSに起因する犯罪の当事者にしない、有害図書類・玩具刃物類のネット販売を利用させない等、青少年健全育成条例の改正を踏まえた課題やルール等を共有できる教材の配布など、SNSに起因する犯罪被害に遭わないようにすることも含め、児童生徒が電子メディア機器との適切な接し方を身に付けられるよう情報モラル教育の充実に取り組みます。

併せて、全国的にも子どもたちのインターネット依存が深刻化していることから、予防のための事業に取り組みます。

○学校における働き方改革〔第二編 3-⑥〕

- ・ 小学校高学年における教科担任制の円滑な導入
- ・ ICT活用の推進

学校における働き方改革

教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、労働関係法令に加え、公立学校に関する「教職員の勤務時間に関する方針」の遵守に向けた取組を推進するとともに、会議運営の効率化や校務分掌の再編などの各学校における学校業務カイゼン活動の実施と、授業準備等をサポートするスタッフや部活動指導員の増員、教科担任制の導入、部活動休養日の適切な設定、ICT活用の推進や校務支援システムの活用等により、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進します。

また、私立中学校・高等学校における教員の負担軽減のため、多様な専門スタッフや外部人材の活用等を支援します。

○学校施設等の安全安心な環境整備の推進〔第二編 3-⑨〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の対策としての施設改修や保健衛生用品等の整備

学校施設等の安全安心な環境整備

学校施設の耐久性、機能・性能の向上を図る長寿命化計画策定を進めるとともに、児童生徒が授業に集中し、学校生活を快適に過ごせるようにするため、空調設備の更新やトイレの洋式化を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の対策として、学校施設の改修や保健衛生用品等を整備するとともに、密を防ぐために通学バスを増便します。

また、私立中学校・高等学校における老朽化施設設備の大規模修繕等の取組を支援します。

○県立美術館の整備促進〔第二編 5-⑤〕

- ・ 対話型鑑賞充実のためのファシリテーターの養成
- ・ 美術館建設のフィールドを活かした建築人材の育成支援

県立美術館の整備促進

鳥取県立美術館をPFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、次代を担う子どもたちの創造性等を育むための「美術を通じた学び」を支援する「美術ラーニングセンター（仮称）」機能の具体化に向け、小学校等の美術展への招待や、対話型鑑賞充実のためのファシリテーター養成などに取り組むとともに、美術館建設のフィールドを活かした建築人材の育成を支援します。

また、整備運営にあたり、県民や地域との連携・参画をしっかりと図るとともに、県内の美術館等との相互ネットワークを構築・活用し、県立美術館の魅力を県全域に享受できる環境づくりに取り組みます。

G I G Aスクール構想の実現と学びの改革に向けて

令和3年2月4日
教育総務課

1 国のG I G Aスクール構想※

【目的】

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。

これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

※G I G Aスクール構想（G I G AとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略）とは

…児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

【背景】

初等中等教育において、Society5.0という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない一人一人の個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、国として継続的に財源を確保し必要な支援を講ずるという方針が示された。（安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）抜粋）

<参考>

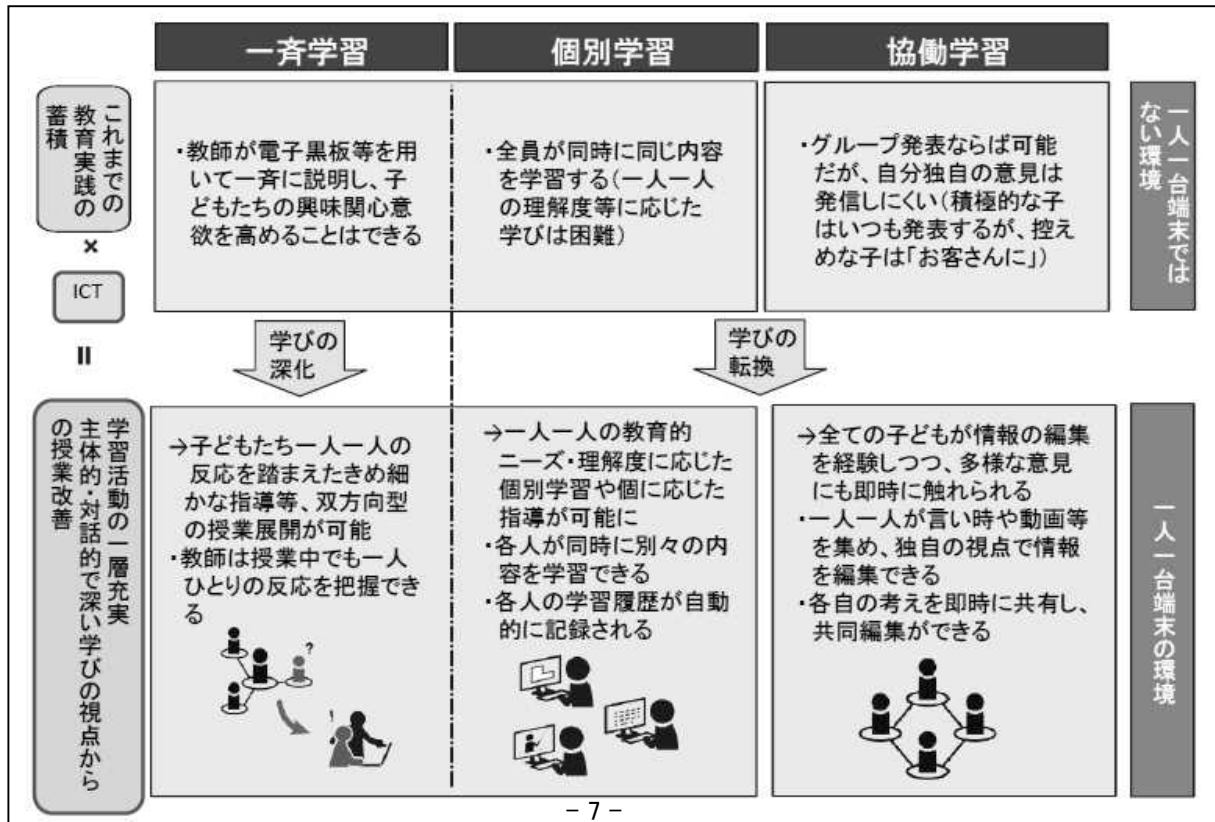
○新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

○学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）

2 本県でのG I G Aスクール構想の実現に向けた取組（令和3年度予算要求中）

G I G Aスクール構想の本格的なスタートの年にあたる令和3年度を「学びの改革元年」として位置付け、これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力を持った人材の育成を図るため、学校教育の情報化を加速する。

<1人1台端末・高速通信環境がもたらす学びの変容イメージ>



(1) 効果的なICT活用の推進

○全県共通の学習用ツール（G Suite）の活用【新規】

小学校から高校まで継続して、学習用ツール（Google社のG Suite for Education（以下G Suiteという））を児童生徒及び教職員が全県共通で使用する方向で準備中。（県単位での取組は全国的にも少ない。）

<期待される効果>

- ・G Suiteの全県導入により、児童生徒は進学先でも、転校先でも同じツールを使用でき、学習環境の変化が少なく安心して学習に取り組める他、継続した学びの蓄積が可能となる。
 - 将来的には、蓄積された学習履歴をeポートフォリオなどにも活用可能となる。
 - G Suiteは、家庭の端末等からでも利用可能であるため、端末を通じた課題提出など、日々の学習への活用はもちろん、災害等による臨時休業時の際には有効な連絡手段や学習ツールとなる。
- ・教員の働き方改革の観点からも効果を見込んでおり、どの学校に勤務しても、新たに操作方法を覚えることなくスムーズに校務で活用することが可能となる。
 - 教材やアンケート等のテンプレート共有など、工夫次第で業務のさらなる効率化が可能となる。
 - 教員に対する研修も効率的に行うことができる。

○病気療養児の遠隔教育支援【継続】

令和元年度より、病気療養児が常時在籍する病弱教育の特別支援学校及び院内学級設置校にOriHimeを8台配備し、同時双方向通信型の遠隔授業を実施している。

一定期間の入院や自宅療養を行う児童生徒の在籍する公立学校に貸し出し、病室等でOriHimeを介して本人と学校をつなぎ、日常的に友だちと会話したり一緒に活動に参加したりすることで学習の充実及び円滑な復学につなげている。

○ICTを活用した不登校児童生徒への自宅学習支援【継続】

県内3か所にある県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、県内の主に自宅で過ごしている小・中学校の不登校児童生徒及び高校生年代の青少年を対象に、eラーニング教材「すらら」を活用した、自宅学習支援事業を行っている。

(2) 発達段階に応じた情報活用能力の育成

<全校種>

○ICTを活用した「とっとりの授業改革」の推進【新規】

発達段階に応じた子どもたちの情報活用能力を育むために、各教科等の学習のあらゆる場面でのICT活用を推進する。

○情報モラル教育の啓発【継続】

- ・学校での情報モラルの指導

小中学校では、「特別な教科 道徳」等の授業の中で、ネット社会で求められる自他の権利を大切にす態度を身に付けられるように指導するとともに、高等学校では共通教科「情報」の情報モラル学習を中心に、社会との関わりやルールを考えさせる指導により、情報社会に必要な倫理観を醸成する。

- ・電子メディアとの付き合い方学習ノート（シート）の活用

子どもたちが主体的に利用する上でのルールや危険性等について考えたり、家庭で話し合っルールを決めたりできるように、成長段階に応じた学習ノートを作成し、学校や家庭で活用する。

<小中学校>

○ICT活用教育推進地域【新規】

ICT活用教育推進地域（町村・中学校区）を各域（3地域）に指定し、外部企業や近隣の大学と提携して支援を受けたり、県教委指導主事やICT活用教育スーパーバイザー(SV)などの人的支援を集中させたりすることにより、ICTを活用した新しい「とっとりの学び」を実践するとともに、その情報を公開し、県内に普及拡大する。

○学びの創造先進校【新規】

学びの創造先進校を1校指定し、外部企業や大学教授等の指導を継続的に受けることにより、ICTを活用した探究的な学びを実践し、新たな価値を生み出す創造力を持った子どもたちを育成するとともに、鳥取県版PBL※プログラムの礎を構築する。

(※PBL プロジェクト型学習：課題解決能力や創造力等を育成することを目的に、子どもたちが主体的に仲間と協力しながらプロジェクトや課題解決に取り組む学習の形態)

<高等学校>

○県立高校BYAD※による1人1台端末の導入【新規】

小中学校では令和2年度内に1人1台の端末が整備され、端末操作に慣れた中学生が令和4年度には高校に入学することや、令和4年度入学生から実施の新学習指導要領にある学習の基盤となる資質・能力の中に「情報活用能力」が位置付けられていること、また「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るためには、1人1台端末の環境が適していることから、県立高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用(BYAD)により、令和4年度から順次1人1台端末環境を構築予定(令和3年度は3校が先行実施)。

※BYAD(Bring Your Assigned Device)とは…学校が推奨機種を指定し購入を斡旋するもの。

(3) ICT機器と通信環境の整備

- ・校内ネットワークの整備及び義務教育段階の児童生徒の端末は、県立学校、市町村立学校とも令和2年度中に整備完了見込み。
- ・県立学校に加え、市町村立学校の通信も集約して管理運営する、全国的にも数少ない鳥取県の「センター方式」型ネットワークを令和3年4月から国の高速大容量回線であるSINETと接続する予定。

(4) 教員の指導力・活用力の向上

○校内推進体制【継続】

- ・とっとりICT活用ハンドブックの活用

理論編(国の施策・県の計画等)、実践編(ICT活用授業の具体例等)の2部構成で、学齢に応じたICT活用の具体、ととりの授業改革10の視点との関連など、校内研修等で活用できるハンドブックを作成し、各学校での研修等で活用していく。

- ・校内での複数の推進体制の整備

管理職と情報化推進リーダー(各校1名配置)を中心に、具体的な活用のイメージを持つことができるよう校内での研修を繰り返し実施し、活用レベルの向上を図る。

○教員のICT活用指導力の向上【継続】

- ・学校訪問型研修

学校に研修用端末を持ち込み、1人1台の環境で教員研修を行うとともに、研修で使用した機材を一定期間貸出し、実際に授業でも活用することをねらって研修を実施している。

令和2年度申込総数：88件(12月中旬時点)

参加人数：約2000人(年度末での予測)

- ・校長研修(学校の情報化統括責任者の役割、実用に合わせた推進体制の構築)
- ・情報化推進リーダー研修(学校の情報化推進の中核としての役割の理解)
- ・次期リーダー育成研修(情報教育担当とともに校内の情報化をけん引する教員の育成)

○ICT支援員の配置・活用【継続】

- ・県立学校へのICT支援員の配置を積極的に進めるとともに、県のICT活用教育スーパーバイザーの派遣やICT支援員連絡協議会の開催により研修や情報共有等を行うことで市町村ICT支援員の活動支援や育成を行う。

○指導・活用方法の共有化【継続】

ICTを活用した授業実践の好事例の動画や写真等を学校教育支援サイトに蓄積し活用する。

3 鳥取県学校教育情報化推進計画（以下「推進計画」という。）の策定

(1) 推進計画（案）の骨子

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」*が制定され、これに基づき「推進計画」を策定し、県教育振興基本計画（未来を拓く教育プラン）における教育の情報化を戦略的に推進する。

※都道府県学校教育情報化推進計画の策定義務（努力義務）が課された。

(2) 計画期間

令和2年度（2020）から令和5年度（2023）までの4年間

※鳥取県教育振興基本計画の終期までとし、国の動向や社会の変化を見据えながら適宜見直す。

(3) 背景・現状と課題

- ・Society5.0時代の到来、学習指導要領の改訂（情報活用能力の位置付け）、GIGAスクール構想の打ち出しと新型コロナウイルス感染拡大による構想の加速化
- ・教育用コンピュータ整備率、普通教室の無線LAN整備率などは本県は全国上位・市町村間の機器整備率の違いや、教員のICT活用教育に対する意識等に課題

(4) 目指す人材像

これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成

※教育振興基本計画の基本理念である「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」に繋げる。

(5) 取組の方針

＜方針1＞子どもたちの情報活用能力（※）の向上

- （主な施策）○発達段階に応じた情報活用能力の育成
○新たな価値を生み出す創造力の育成

＜方針2＞教員の指導力・活用力の向上

- （主な施策）○教員研修の充実
○指導・活用方法の共有化

＜方針3＞教育の情報基盤の構築

- （主な施策）○ICT機器と通信環境の整備
○デジタルコンテンツの充実やインターネットの活用
○総合的な情報セキュリティ対策の実施
○教職員の働き方改革

＜方針4＞教育情報化に向けた体制整備

- （主な施策）○組織的な教育情報化の推進
○ICT支援員の確保等
○学校・家庭・地域による連携

※【情報活用能力】

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力 = これからの社会で生きていくために必要な力

(6) 計画の達成に向けて

- ・目標とする指標を設定し、毎年、点検・評価を実施する。

令和3年3月2日
県立図書館・障がい福祉課

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）の策定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 1月22日（金）～2月12日（金）
- (2) 周知方法
- ・県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
 - ・県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口及び各市町村立図書館にチラシを配架
 - ・新聞広告を掲載
- ※チラシには、視覚障がい者等に配慮し、音声コードを掲載
- (3) 意見数 54件（10名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【研修の実施・人材育成】 読書をする上での手助けとなる機器の使い方等の研修が必要である。また、研修等を増やし書籍の音声化の専門家の育成も行うべきである。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等の紹介、利用方法に関する相談、訪問による支援や講習の開催を行うとともに、音声化等の人材育成や活動支援等に計画的に取り組むこととしている。</p>
<p>【周知及び啓発】 県立図書館を中心としてライトハウス点字図書館、各市町村立図書館、学校図書館が連携しネットワークを強化して取り組むことを、県民にしっかり周知する広報活動を行ってほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 県政だよりへの掲載やチラシの配布等により広く県民に周知し啓発に努めるとともに、支援を必要とする視覚障がい者等に情報が届くよう音声読み上げに対応したWebページを制作するなど周知方法を工夫することとしている。</p>
<p>【わかりやすい用語の使用】 専門的な用語が多くわかりにくい。</p>	<p>【計画案に反映する】 読書バリアフリー法や国基本計画の表現に合わせて記載しているが、わかりやすいものとなるよう、専門用語に対応した用語集を設ける。</p>
<p>【その他】 全県で、この取組が実効的に推進されるよう県内市町村へ計画策定を働きかけるべき。</p>	<p>読書バリアフリー法において、地方公共団体において計画策定に努めることとされており、県内全域で取組が進むよう、市町村へも計画策定を呼びかけていく。</p>

2 県計画（案）の概要

- (1) 計画の期間
令和3年度から令和7年度までの5年間
- (2) 計画の趣旨
- ・読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるもの。
 - ・県立図書館、ライトハウス点字図書館及び市町村立図書館等が連携し、視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等や製作人材・図書館サービス人材の育成等を行い、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進する。

3 今後の予定

- 令和3年3月上旬 第3回鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催
3月中 計画の策定

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画概要

鳥取県における視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。なお、ロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問いません。）の読書環境の整備を推進するための計画を策定します。

<計画の位置づけ>

視覚障害者の読書環境の整備に推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるものです。

<計画の期間>

令和3年度から令和7年度まで

<推進体制>

県、市町村、関係団体等で読書環境の整備に関する情報交換を行い、この計画の施策の方向性に沿って視覚障がい者等の読書環境の整備を推進していきます。

<基本的な方針>

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
 - ・アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、点字図書館等により製作される電子書籍等の普及を図る。
 - ・視覚障がい者等のニーズを踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
 - ・県立図書館、市町村立図書館、ライトハウス点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実し「量的拡充」を図る。
 - ・アクセシブルな書籍等を県内の視覚障がい者等に届けるため、県内の図書館ネットワークを活用するなどし、製作されたアクセシブルな書籍等の共有を図る。
 - ・音訳の技術向上等、製作従事者への研修等を行い、アクセシブルな書籍等の「質の向上」を図る。
- 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
 - ・読書環境整備の推進に当たり、視覚障がい者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意。

<施策の方向性>

- 1 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）
 - (1) アクセシブルな書籍等の充実
 - ・県立図書館は、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等と連携し、アクセシブルな書籍等の充実に努める。
 - ・県は、ライトハウス点字図書館のノウハウを生かし、引き続き障がいの種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、ライトハウス点字図書館による製作の支援を行う。
 - (2) 円滑な利用のための支援の充実
 - ・ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館等とのネットワークを構築し、連携会議の開催、図書館間での蔵書の交換の実施等により、視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し読書ができる環境づくりを進める。
 - ・あいサポート運動をはじめとした共生社会実現に向けた取り組みの一つとして、県立図書館の

- 「はーとふるサービス」等、視覚障がい者等が図書館で読書ができる環境等の周知を図る。また、市町村立図書館等における障がい者サービスを推進するため、情報提供や研修の実施に努める。
- ・ 県立図書館は、利用者のニーズ把握に努め、「はーとふるサービスコーナー」等施設の整備や設備の充実、情報提供体制の充実に努める。
 - ・ 県立図書館は、市町村立図書館等の障がい者サービスを推進するため情報提供や研修の実施に努める。
 - ・ ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館、学校図書館の連携を図り、視覚障がい等のある児童生徒を支援する取組を進める。
 - ・ 視覚障がい等のある児童生徒が在籍する学校に対し、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。
 - ・ ライトハウス点字図書館においては、県立図書館及び市町村立図書館等との連携を図り、視覚障がい者等に様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供する。また、点字・録音図書等の郵送サービス等のアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施する。

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・ 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスやアクセシブルな書籍等の統合的な検索システムについて周知や研修開催等により、多くの視覚障がい者等がサピエ図書館等の利用ができるような環境の整備を進める。

3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・ ライトハウス点字図書館及び県立図書館が連携し、特定書籍・特定電子書籍等（著作権法第37条により障がい者施設や公立図書館等が著作権フリーで作成可能なアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ等の共有等による製作の効率化を図る。

4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術(ICT)の習得支援（14条・15条関係）

- ・ ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館が連携し、視覚障がい者等へ、アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等の情報を提供するとともに、パソコン、スマートフォン等のICTを用いたサピエ図書館等のサービス利用に係る利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援を行う。

5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・ 県立図書館が中心となってライトハウス点字図書館と連携して、障がい者サービスに関する内容の理解・支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上を図る。
- ・ ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館、行政等が連携して、点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の養成、活動支援に取り組む。

<具体的な指標>

- ・ アクセシブルな書籍等の所蔵数及び貸出数、点訳・音訳奉仕員の数 等

区分	指標		現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
「視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等」関連	県立図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	15,354	18,500
		年間貸出冊数	15,638	28,000
「製作人材・図書館サービス人材の育成等」関連	点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の数		213	310